令和4年土佐市議会第3回定例会 質問事項

質問1 土佐市民病院とコロナ禍の救急体制について

質問2 炎天下の現場で働く職員に空調服の貸与について

質問3 小中学校統廃合について

質問4 仁淀川右岸堤防強化について

令和4年9月12日(月曜日)午前10時開議

議長(森田邦明君)

以上で、5番池宗二郎君の質問を終結します。

続きまして、8番野村昌枝さんの発言を許します。

8番議員(野村昌枝君)

質問1

土佐市民病院とコロナ禍の救 急体制について 議長の許可がありましたので、通告順に従いまして質問いたします。

まず1問目、「土佐市民病院とコロナ禍の救急体制について」。1、新型コロナ禍市民病院の現状と課題について、2、小児科医師を常勤体制に、3、コロナ禍における救急搬送の現状について、質問いたします。

本県の感染状況は、極めて高い水準で推移しています。これ以上感染が拡大すると医療機能が十分に果たせない危機的な状況になることを危惧します。発熱外来が逼迫し、日本赤十字病院の救急外来の停止の記事は強い衝撃を受けました。本来なら救われるはずの命が失われるかもしれないと最悪の状況を想像したところですが開始され安堵しました。

8月中旬に医療政策課に国の動向を尋ねると、感染症を5類に下げようとしている。9月中旬頃には通知があるのでは。具体的には未定ということでありました。その時の内容で、問題点は今、入院対応、病床確保コストなど、元に戻すとき期間はいくらですかって尋ねますと、1週間、遅くても2週間以内ぐらいだと言われ、それはとんでもないことです。土佐市民のようなコロナ病床を多く持つ病院はそんな短期間で元に戻されると厳しい運営となります。段階的とか検討してほしいとお願いしたところでありました。

また、先日、医療政策課に国の動向を伺うと、患者数全数把握問題で検討中、まだ何も具体的な通知はないとのことでした。全数把握をやめるメリットもあれば、デメリットも大きいと御指導いただいたところです。国もはっきりとした方向性が見えないのでしょうか。コロナ禍、停滞した経済を何とかしなければと理解はできますが、経済を回しながらという現在の状況は、病院や消防の救急搬送など現場に重い負担をかけていることは明らかです。行政報告でもありましたが、職員の方は大変です。疲弊しているのではないでしょうか。市民病院の現状と課題についてお尋ねします。

次に、小児科医師を常勤体制について質問いたします。土佐市でお世話になっていました小児科がこのたび閉院となり、不安に思われている方が多いところです。現在、市民病院は常勤の小児科医師不在で、高知大学医師により診療されております。小児科医師常勤体制にされたらいかがですか、お伺いします。

次に、コロナ禍における救急搬送の現状について質問します。

県内救急搬送のうち、救急車の到着後も搬送先がすぐに決まらない搬送困難 事例の割合が、8月に入って6月の5倍に急増していることが県のまとめで分 かりました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で救急医療体制の逼迫を強

	調されております。コロナ禍における救急搬送の現状について消防長にお伺い
	いたします。
病院事業副管理者(横川克也	横川病院事業副管理者

市長 (板原啓文君)

君)

病院局の横川です。新型コロナウイルス感染症、現状と課題についてお答えを いたします。開会日の市長行政報告と重複する部分も多くございますが、御容 赦願います。

まず、現状から報告いたします。野村議員さんには、昨年の9月議会でも第5波の影響と対応、課題等について御質問いただいた経緯がございます。その際の答弁では、お盆明け頃から100人前後の急激な感染爆発という表現をしておりましたが、当時と比較いたしましても、第7波は桁違いの感染状況となっています。

高知県でも8月に入るや否や、1日に1,000人を超える感染者が続発し、8月24日にはついに2,000人を超えるなど、県内の各医療機関はたちまち医療供給体制が逼迫し、当院でも感染入院患者や発熱外来患者の激増により、医療供給に支障を来たしたことから、8月1日からは、急を要さない手術や検査の延期、人間ドックなど健診事業の中断、入院患者の受入れ制限など、医療提供の縮小を決定いたしました。また、8月8日には、一般病棟において院内感染による入院患者と職員の集団感染が認められ、当該病棟での入退院を停止するなど、より強い診療制限を余儀なくされています。それに加えまして、職員にも感染者や濃厚接触者が続出し、医療従事者の不足もそれに拍車をかける形となり、医療の崩壊が切迫しているのを実感したことです。

9月に入りましてピークは過ぎたと言われますが、依然、蔓延状態、感染者数も相当に高い数値で推移しておりまして、今後、学校再開の余波や運動会など秋の行事を考慮しますと、まだまだ予断を許さない危険水準にあるとの認識でおります。

次に、当院の対応でございますが、入院協力機関としての役割は昨年の夏から大きく変わっておらず、コロナの症状は軽度でも、超高齢者、認知症、重い基礎疾患を有する方など、非常に手のかかる、いわゆる看護度と介護度の高い患者を7月下旬頃から常時10人前後受け持っています。

外来におきましては、発熱症状で来院する方の爆発的な増加に伴い、連日の 炎天下の中、駐車場と屋外コンテナでの検査対応など、過酷な労働環境と緊張 感を強いられながらも、看護師をはじめ職員は懸命に対応努力をしてくれてい ます。

なお、7月1日から8月末日まで2か月間の感染症対応実績としましては、新規入院患者数は43人、延べ入院患者数では393人となっております。また、PCR・抗原検査数は2,147件、発熱外来利用者数は1,542人を数えるなど、当院が対応を開始して2年半となりますが、いずれも過去に類を見ない多くの取扱い件数となっております。

続いて、課題でございます。診療活動におきましては、昨年と同様に感染症に3分の1を占有されている病床を、一般患者との共用も含めていかに効果的に運用するか。外来や健診事業におきましても、感染対応に圧迫され制限・縮

小され続けている通常診療をいかに復していくか。感染が収まらない中にあっても、双方を両立させるウイズコロナ対策が急がれています。

次に、経営への影響と課題でございますが、令和2年度に関しましては、様々な感染対策に要する国や県の手厚い補助がありましたが、3年度からは新たな整備補助事業が適用されなくなりました。また、医療従事者の新型コロナに対応する危険手当などが補助対象経費から削除される一方、看護師らの賃金等処遇改善に診療報酬改定で充当するなど、公費から受益者負担に移行する傾向が色濃くなってきております。

また、コロナに占有された病床の確保料につきましては、今年度9月末までは担保される見込みですが、それ以降の情報はまだありません。議論されております感染症分類の見直し、感染者の全数把握の見直し、療養期間の短縮などの方針変更が表明されましたが、今後の動向を非常に懸念しているところでございます。

2類相当から 5 類となった場合、今後の公費、保険者、患者の負担はいつからどうなるのか。病床の運用はどうなるのか。就業制限は必要ないのか。現時点ではその多くが不明瞭のままです。今後の医療政策や方向性にはしっかりアンテナを張って、情報収集に意を配し、趨勢を見誤らない判断と取組が求められます。また、今年から来年度にかけて策定を求められています、公立病院経営強化プランにも、新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組が大命題の一つに掲げられています。今般のコロナ対応で県の中核的な役割を担うことで、一定の知見の蓄積ができたことから、即応体制は整備されたものと考える一方で、丸2年以上圧迫されています一般・通常診療の回復とさらなる発展は欠かせません。また、新しい軸となる医療分野を展望すること、開発していくことも病院が生き残っていくのに欠かせない要素と考えています。それらの課題に向き合い、職員の心身の健康にも十分に心を配りながら、健全な職場環境と経営体質の確保に努めてまいります。

続きまして、小児科医師を常勤体制にの御質問に、お答えします。

小児科の診療体制の充実強化につきましては、これまで病児・病後児保育に 関する行政報告等でもお示ししましたとおり、常勤医師の招聘に努力してまい りました。

派遣元であります高知大学医学部への再三の訪問はもとより、高知医療再生機構への斡旋依頼や民間の人材紹介会社の活用等も行っております。しかしながら、成り手不足が深刻な診療科であり、派遣元医局に十分な数の小児科医の確保ができていないこと、高知市西部域に複数名の医師が勤務する医療機関があるなど、地域性の観点からも常勤化はかなわないまま現在に至っております。

このたび、土佐市内で長年にわたって開業し、小児医療に多大な貢献をしてこられた石黒先生が引退され、土佐市の常勤小児科医が実質不在の状態となりました。このことは医師の地域偏在が大きく変化したと捉えており、改めて派遣元大学等への招聘要望の強いきっかけにでき得るものと考えております。その前段としまして、脇口名誉院長にも大学医局とのアポイント、同行をお願いしており、この感染状況が一定落ち着いた頃には早速行動に転じたいと考えています。

せんだって、土佐市保護者会連合会でも小児医療の充実を求める要望書が出 されるなど、子供を持つ保護者、御家庭の不安が高まってきていることも承知 しております。

自治体病院の使命に、都市部からへき地に至る様々な地域において、行政機関、医療機関、介護施設等と連携し、地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命とするとあります。今こそ土佐市に必要な常勤小児科医の確保と小児医療の充実強化をアピールするチャンスと捉え、招聘要望に一層の努力をしてまいりますので、議員の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長 (森田邦明君)

横川消防長。

消防長 (横川宏二君)

消防本部の横川です。野村議員さんからいただきました、コロナ禍における救 急搬送の現状についての御質問に、お答えを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症第7波以降の救急出動件数につきましては、7月が154件、8月が166件となっております。

特に、第7波が感染拡大し、医療機関体制の逼迫状態が続いておりました8月の救急搬送におきまして、救急搬送困難事例であります医療機関への受入れ照会回数が4回以上、かつ、現場滞在時間30分以上の件数につきましては、8月の救急出動件数166件のうち8件でありました。なお、7月は2件であります。

このほかに特異事例としまして、自宅療養をされているコロナ陽性である傷病者と接触後、収容先医療機関を手配したものの、搬送先が決まらず、中央西福祉保健所と協議し、傷病者の状態から、朝まで待てることや、保健所が搬送先医療機関を調整するとのことで、傷病者の理解のもと、救急隊は不搬送で帰署し、翌日、保健所が指定する医療機関へ救急搬送をした特異事例が1件ありました。

また、消防本部におきましても、職員の感染や家族が感染し濃厚接触者となり在宅勤務となったため、当直勤務をする人員の確保が厳しい状況でありましたが、毎日勤務者を当直勤務に配置する業務継続計画に基づき、人員確保を行い、市民の安心・安全の確保に努めてまいりました。

今後におきましても、感染防止対策や消毒体制の徹底、医療機関との連携を 図り、また、救急隊員の負担軽減にも努め、万全な体制での救急対応を行って まいります。議員におかれましては御理解、御協力を賜りますようお願い申し 上げます。

議長(森田邦明君)

野村昌枝さんの1問目2回目の質問を許します。

8番議員(野村昌枝君)

それぞれに御答弁ありがとうございました。

新型コロナ禍、市民病院の現状と課題について御答弁をいただきました。本当に想像を絶する医療逼迫を感じるところです。経済再生と両立で重い負担を受けるのは医療現場です。感染者の全数把握の見直し、療養期間の短縮などの方針変更、議論されている感染症分類の見直しなど問題は多く、当院のような感染病床を多く有する病院では、5類となった場合の病床の運用など、国として明確化されてない中、病院の生き残りにかけての戦略、御苦労でございます。公立病院経営強化プランにも、新興感染症の感染拡大時に備えた取組が命題

となっているということでございますけれども、私は今までの経過、今回の経過、今、市民病院には28床のコロナ病床があり、52床の病床、いわゆる全体の3分の1がコロナに充てられてきたと思います。そのときから何で市民病院に、県にも私申しました、何で市民病院にこんなにたくさん持ってくるんですかって言ったけど、まあ、それはいろんな話合いの結果でということで、まあそれ以上はあれでしたけれども。また、これは5類になりましたら、今まで保証されてたお金、1ベッド、52床ベッド分が減額されます。その期間が2週間と言われるけど、あんまりねそんなデスクで書いたようなことがね現場でできるはずがありませんので、これは絶対、もう段階的にやってもらわんとうちは死活問題と私は思っております。

そういう新興感染症の取組が次の経営強化プランの命題となってるようですけれども、今までの経過を踏まえまして、一般診療に過度な弊害を与えない、職員被害を考慮された選択をお願いしまして、県の言うとおり、国から県の伝達でしょうから、県の言うとおりでならないように、そこはしっかりと、市民病院の皆さんのほかの一般診療も続けなくちゃいけないという立場を踏まえまして、誤りのない判断をお願いしておきます。今後、国の動向をしっかり注視し、市民病院が生き残れるよう、皆さんで頑張りましょう。

小児科医師の常勤体制につきましては、今までも小児科常勤医師への招聘に努力してこられたっていうことは私も存じております。かなわなかったということでございますけれども、土佐市の常勤小児科医が実質不在となりましたので、改めて派遣大学等への招聘要望をしていくという強い決意を聞きましたので、そしてまた、土佐市保護者会連合会でも小児医療の充実を求める要望書が出されているようですが、子供を持つ保護者、御家庭にとりまして、たっての願いだと思います。

国は来年4月から、こども家庭庁を発足し、子供たちを真ん中に置くという、かつてない事業がスタートして政策が出されておりますので、子供の保育園の問題とか、そういう縦割りしてきた問題を、文部科学省が縦割りにしてきた問題も横断的に取り組んでいくということでございますので、これもまた注視をしながら、市民病院の常勤を皆さんと一緒に応援していきたいと思っております。

そして、コロナ禍における救急搬送の現状につきましては、ちょうど1年前の質問では困難事例はないという答弁でした。今先ほどの横川消防長のお話を聞きまして、困難事例が8月、166件搬送のうち8件もあったということでございます。そして特異事例として、入院できない本当に何ということでございましょうね、そういう事例もあったということでございますので、ちょっと驚きます。

救急出動時の感染防止対策、帰ってきた帰署後の車内の消毒作業など、本当に時間がかかる作業ばかり多くて、長期となって随分、消防のほうも大変じゃないかと私は想像しておりました。先ほどの消防長の答弁では、救急隊員の負担に配慮され、万全な取組をという力強い署長の御答弁でございましたけれど、何とぞよろしく、御無理をされないようによろしくお願いいたしまして、私のこの1問目の質問を終わります。

議長(森田邦明君)	ただいま、8番野村昌枝さんの質問続行中ではございますが、ここで10分間
	休憩します。
	休憩 午後 3時 7分
	正場 午後 3時16分
議長(森田邦明君)	休憩前に引き続き会議を開きます。
	野村昌枝さんの2問目の質問を許します。
議長(森田邦明君)	野村昌枝さんの1問目3回目の質問を許します。
8番議員(野村昌枝君)	市長から御答弁をいただきました。
	もう1点だけ気になるところは、私はこの寡占状態の状態を何とか打破でき
	ないかなあって思うけどなかなか難しいですね。難しいですけど、いつの時代
	かはここを破っていかんと、生姜に限りませんけど、なんか勉強する、自分で
	リサーチしていくうちにそういうふうな皆さんの声を聞きながら思ったところ
	でございました。また、市長会とかありましたらほかの、他市の状況も市長さ
	ん聞きましてですね、また今後に向けて、また、市長は来期もやっていただけ
	るという表明もされましたので、ぜひこの農家の声を真摯に受け止めて、慣行
	を改め、産業の農業を守る政策に御尽力をいただけますよう強くお願いいたし
	まして、1問目の質問を終わります。
議長 (森田邦明君)	野村昌枝さんの2問目の質問を許します。
8番議員(野村昌枝君)	2問目の質問をいたします。炎天下の現場で働く職員に空調服の貸与について
質問 2	質問いたします。
炎天下の現場で働く職員に空	年々、気温の上昇があり、真夏、外での作業は大変です。地域を歩いている
調服の貸与について	と、水道メーターの検針や草刈り作業などに出会います。暑い中、黙々と作業
	をしている姿に感謝しますとともに、健康を案じます。
	空調服を着ることでファンから服の中に外気が取り込まれ、汗を蒸発させて
	身体を冷やし涼しく快適に過ごすことができます。炎天下の現場で働く、涼し
	さによる熱中症対策ともなります。
	土佐市職員被服貸与規程に空調服の貸与を加えていただきたいのです。炎天
	下の現場で働く職員に空調服貸与について、市長に答弁を求めます。
議長 (森田邦明君)	板原市長。
市長 (板原啓文君)	野村議員さんからいただきました御質問に、お答えを申し上げます。
	まず、はじめに、炎天下で働く職員に対しまして、ねぎらいの言葉をいただ
	きまして本当にありがとうございます。私も、近年の異常気象により大変暑い
	中で市民の皆様のために一生懸命働いてくださっております職員に対しまして
	頭の下がる思いでございます。
	さて、職員の貸与被服につきましては、議員さん御承知のとおり、土佐市職
	員被服貸与規程に基づき、公費で購入し貸与しているものであります。貸与を
	受ける職員としては、北原クリーンセンターや土木技術職員などが使用する夏
	用及び冬用の作業服や給食センター職員が使用するエプロンなどとなっており
	ます。
	なお、令和元年度には、従前、貸与期間が満了した被服が、引き続き使用で
	きる状態であっても、貸与期間満了により新しい被服を支給しておりましたが、
	貸与期間が満了した場合でも引き続き使用できる状態である被服については、

貸与期間を延長したり、貸与の対象職員については、日常的な業務において被 服等が常時必要となる職員に限定するなど、限られた予算で有効に活用できる よう規程の改正も行ったところであります。

野村議員さんの御提案の空調服や、例えば冬用のヒーター付の作業着など、近年、各企業のアイデアによって生まれた過酷な環境でも快適に作業ができる製品が多数存在することは存じております。職員個々の判断で必要に応じて購入されているものと思います。このような製品を活用することで熱中症対策の一つとなり得るとは思いますが、使用頻度や通常の作業服と比較して高額になること、種類や効果も様々であることなどから、公費で一律に職員に貸与することは現在のところ考えておらず、標準的な被服の貸与を継続してまいりたいと考えております。

しかしながら、野村議員さん御指摘のとおり、近年の異常気象により、過酷な環境の中で作業をしなければならない状況も多々ございます。当市の熱中症対策としましては、熱中症アラートが発表されている日は、極力屋外作業を控えることや屋外の作業前に水分塩分補給や休息を取るよう所属長が声がけを行ったり、職員個々が自分の体調を管理しながら小まめな水分補給等を適宜行っております。また、屋外の作業時には、十分な距離が確保できる場合はマスクを外して作業する、できるだけ涼しい時間帯に屋外作業を行うなど、対策を講じながら安全に業務ができるよう努めており、これにつきましては、課長会などを通じて各所属長に注意喚起をしております。

今後におきましても、職員安全衛生委員会において、職員の健康障害を防止 するための対策を労使が一体となって検討してまいりたいと考えておりますの で、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(森田邦明君)

野村昌枝さんの2問目2回目の質問を許します。

8番議員(野村昌枝君)

市長、御丁寧な答弁ありがとうございました。

私は、先日、町のちょっと西寄りを歩いていると、炎天下の中、一生懸命検針をしている姿を見て、うわ、すごいね、これ体を壊さぬようにねと思いながら、別れたことでした。そしたら、翌日かな、その翌日か、ちょっとお電話が、本人じゃないですよ、ありまして、ちょっとしんどいゆってるけど、手がしびれるっていう現象とかいうのは、熱中症の症状っていうき、いやいや、それははよう市民病院へ電話をして診てもらって、それから上司に伝えるようにしたらどうですかっていうふうに、別れたときに、ふっとこれは、絶対にこの人たちを守るっていうことは、ちょっと空調服、高価なのも分かってます。けど、数は少ないですからと思ったもんですから、今回提案した経過でございます。

年ごとに、気温の上昇は増していくと思います。市としてもいろいろと考慮されているようですが、数少ない職員は、声を出しにくいと思うところです。今後におきましては、職員安全衛生委員会において職員の健康障害を防止するための対策を労使が一体となって検討してまいるという御答弁でございましたので、安心しました。数少ない炎天下で働いていらっしゃる方、アラートがあるからといって、毎日はコントロールできません。アラートがあっても、水分を補給したり、いろんな対策を投じながら現場の職員は、一生懸命頑張ってき

	てノゼナーでナナので、土目 じこだけを入然 ナキム 北帯に肝砕れ巻しい
	てくださってますので、市長、どうぞまた今後、まあ今、非常に財政も厳しい
	し、御無理とは思いますけれども、今後の検討課題といたしまして何とぞよろ
	しくお願いいたします。これで2問目の質問を終わります。
議長 (森田邦明君)	野村昌枝さんの3問目の質問を許します。
8番議員(野村昌枝君)	3問目の質問をいたします。
質問3	「小中学校統廃合について」、私はこの質問、前回6月議会でもいたしました。
小中学校統廃合について	1、適正配置計画の進捗状況を問う、2、高岡中学校改築について。
	高岡中学校の改築は喫緊の課題でありますので、再度質問いたします。土佐
	市立保育所・小中学校統廃合審議会は、令和4年3月28日、答申をまとめ教
	育長に提出されました。
	答申の内容では、小中学校の適正な学級・学校規模が設定され、児童生徒の
	減少に伴う課題を踏まえ、小学校では複式学級の解消を図る案が、中学校では
	3校を1校に統合する案などが提案されており、今後は本答申を尊重し、適正
	配置計画の策定に着手していくという、教育長、6月議会答弁でありました。
	その後の進捗状況についてお伺いいたします。
	次に、高岡中学校改築について質問します。市長、公約に掲げておりました
	高岡中学校の改築につきましては、まだ建設年次が明確に示されておりません。
	 市長の任期は残りあと1年となりました。どういうふうにお考えですか、お尋
	ねいたします。
	中内教育長。
教育長(中内一臣君)	野村議員さんからの適正配置計画の進捗状況に関する御質問に、お答えいたし
	ます。
	現在、各小中学校から沿革史や、100周年等の資料を提供していただいて
	おりまして、それらを踏まえた上で、各校の歴史や立地、校舎の建築年数、児
	童生徒の増減等の課題をまとめているところでございます。
	今後は、それぞれの課題がまとまり次第、答申を尊重しつつ、未来の土佐市
	に学校をどう配置していくか等を熟考しながら、今年度末には適正配置計画を
	策定する予定でございますので、議員におかれましては御理解のほどよろしく
	お願いいたします。
	板原市長。
市長(板原啓文君)	野村議員さんから私にいただきました御質問に、お答えを申し上げます。
市及 (版) 人名)	御質問のありました高岡中学校の改築につきましては、未来を担う子供たち
	が安心で安全な学校生活を送ることができるよう、早急に取り組まなければな
	らない重要な課題であるという認識は常に持っておるところでございます。
	しかしながら、今後におきましても、高台整備、保育園の統廃合など大型事
	業が控えておりますし、複合文化施設整備や本庁舎建築等、近年の大型施設整
	備に係る地方債の償還が本格化してまいります。また、毎年、当初予算編成時
	には、収支の状況が悪いために不足する部分を限りある残存基金の中から補い、
	何とか予算を組んでいるという現状でございまして、厳しい財政運営が続くこ
	とには何ら変わりはございません。
	今後におきましても、財政健全化に全力を尽くしながら、土佐市の宝である
	子供たちが安心で安全な環境の下、日々の学習や部活動等に積極的に取り組ん

	でいけるよう、できるだけ早く道筋をつけてまいりたいと考えておりますので、
	議員さんにおかれましては御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。
議長(森田邦明君)	野村昌枝さんの3問目2回目の質問を許します。
8番議員(野村昌枝君)	適正配置計画の進捗につきましては、私ね、歴史なんていうのはね、随分前か
8 金 議員(野州 自 仪名)	ら分かってますよね、沿革。それをね今頃、今頃とは言われませんけど、今ね、
	また新たにそれを出して検討をしていくっていうのはね、ちょっと私の頭の中
	では理解できませんね。もうちょっとね、やっぱり本腰を入れてね、しっかり
	検討していただきたいと思ってます。
	今議会、保育園、宇佐、みのり、高石の統合新園舎が建設される26年度、
	行政報告の3園の統合について、行政報告がありました。26年にみのり、宇 # 京石が体へする人ですよね。 る人で新しい思介に称るしいる根本ででざい
	佐、高石が統合するんですよね。そして新しい園舎に移るという報告でござい
	ました。
	教育委員会は統廃合審議会の答申を3月に受けて、半年経過しました、たち
	ました。もう私、適正配置計画があまり進んでないのが、ちょっと何かね、ち
	よっとちょっとどうなってるのかなっていうふうに、自分の頭ではちょっと不
	思議に思っているところなんです。
	一番、これは基礎となることでございますので、教育委員会は諮問の答申を
	受けて、保育園の統合などを鑑みてですね、一体、学校を、小学校を幾つにす
	るのか、お考えがありますか。私は、前回この答申を受けて、6月議会に質問
	しました。というのは、答申を受けて土佐市教育委員会としての姿勢はどうで
	すかって聞いたことは、もう答申を受ける。受けるときには、自分たち教育委
	員会は土佐市の未来の子供たちを、どういうふうにもっていくかというぐらい
	のビジョンを持っていると思ったから、質問を前回の6月にしたんです。そし
	たら、またこの沿革史、歴史、そういったものを踏まえてつくっていくという
	ことですけれども、これは年度末にできるんですよね、確認しておきます。い
	つできるんですか、年度末というふうに、そう解釈しておっていいですかね、
	これ、一点確認します。
	あと、高岡中学校改築につきましては、もうね、財政状況の厳しさはよく分
	かってます。その中で高岡中学校をしてあげてっていうのも、厳しいっていう
	こともよく分かっています。でも、あの高岡中学校の古い校舎に子供たちを置
	いて、昼間、南海トラフの地震が来たらどうなんだろうって私はいつも思うと
	ころです。
	市長、これは、あと残り1年ではね、なかなか困難でございますので、引き
	 続き高岡中学校の改築完成まで頑張ってくださるよう求めておきます。求めて
	おきます。答弁は要りません。
	それで、教育委員会につきましては、もう一回確認、進捗は、その適正配置
	計画の計画完成は年度末ですね、そういうふうに解釈していいんですね。そこ
	だけ一点確認させてください。
議長(森田邦明君)	中内教育長。
教育長(中内一臣君)	再度の御質問に、お答えいたします。
秋月以 (TP) 已石/	
	1回目でも申し上げましたとおり、今年度末には適正配置計画を策定する予
	定でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長 (森田邦明君)	野村昌枝さんの3問目3回目の質問を許します。
8番議員(野村昌枝君)	教育長、年度末ということでございますので、その頃にはしっかりとした計画
	を提示できるように再度お願いしておきます。これができないと、なかなかね、
	ほかの事業にも全部こう関わってくることですので、教育委員会がどういうふ
	うに考えて、小学校をどういうふうにもっていくかっていう、その計画、非常
	に大事でございますので、よろしくお願いいたします。
議長 (森田邦明君)	野村昌枝さんの4問目の質問を許します。
8番議員(野村昌枝君)	4問目の質問をいたします。
質問4	「仁淀川右岸堤防強化について」。1、堤防は盛土により築造するものとする。
仁淀川右岸堤防強化について	河川法に基づき制定された河川管理施設等構造令について、2、仁淀川重要水
	防箇所合同巡視に明記された旧河川跡の範囲現況について質問します。
	仁淀川右岸堤防強化について愚直に質問をしております。誠に何回も再度申
	し訳ございません。私は愚直に質問をして自分で勉強している頃、技研北村前
	社長の出版の国土崩壊を読み、ずっと疑問に思っておりまして、今回、市長に
	お尋ねするところです。
	河川法に基づき制定された河川管理施設等構造令、政令第19条、堤防は、
	盛土により築造するものとする。その理由は、1、材料の入手が容易である。
	2、構造物としての劣化が起きない。3、地震によって被災しても復旧が容易
	である。このような単純な利点が挙げられております。本当に今の気候変動、
	線状降水帯がどんどん出現する社会、これが今の時代のやっぱり私は政令なん
	かなってずっと、もう少し手を加えてもいいんじゃないかなっていうふうに思
	ってるところでございます。肝心な堤防の命題は国民の命と財産を守る構造物
	であります。堤防が全て守ってくれるとは思ってませんけど、でも、できるだ
	け防災という面では、かちっとしたものにしてほしいということです。この政
	令の下、堤防の中に物を入れることができない等工法が限られてきます。越流
	したら破堤します。破堤しない粘り強い堤防に、例えばインプラント工法など
	いつも願うところです。
	この夏、東北地方などで線状降水帯が複数発生し、豪雨災害が相次いで河川
	の氾濫や堤防の決壊が目立ちました。住民は堤防の強化など利水対策を行政に
	訴えてきたが、対策の途中で大きな災害となりました。堤防は盛土により築造
	するものとする。この政令について市長の見解をお尋ねします。
	昔は川として流れていた箇所に、現在の堤防が整備されている箇所で、この
	川跡は地盤から漏水が発生しやすいと考えられ、要注意区間として本年度から
	資料に明示されました。土佐市のどこの範囲ですか。また、現況についてお伺
	いします。
議長 (森田邦明君)	板原市長。
市長 (板原啓文君)	野村議員さんからいただきました仁淀川右岸堤防強化についての御質問に、お
	答え申し上げます。
	河川管理施設等構造令第19条の、「堤防は盛土により築造するものとする」
	との規定につきましては、国土交通省にお尋ねしたところ、河川堤防を土堤と
	している理由につきましては、先ほど議員さんからの御紹介もございましたが、
	まず、工事の費用が比較的低廉であること、材料の取得が容易であり、構造物

としての劣化現象が起きにくいこと、沈下に対する修復が容易であること、基礎地盤と一体としてなじむこと、かさ上げ及び拡幅等が容易であることなど、他の材料に対して極めて優れた利点を有するからであるということで、また、洪水や地震等により堤防が被災した場合の復旧の容易さや工期の短さなどの点でも優れた利点を有しているためとのございます。

ただし、土堤は、長時間の浸透水により強度が低下すること、流水により洗掘されやすいこと、越水に対して弱いことなどの欠点も有しているとのことから、国土交通省高知河川国道事務所において、堤防の浸透に対する安全性を検討し、安全性が不足する区間については、平成25年度から平成28年度に漏水対策工事を実施して完了しているとお聞きしたところでございます。

盛土による堤防は、我が国において古くから用いられてきたものであり、長年にわたって蓄積された技術により整備されているもので、現時点においては最適な工法であると考えるわけですが、今後におきましては、国土交通省において点検・維持管理・補修・補強工事等をしっかり行っていただきながら、新しい技術の導入などの検討も行っていただき、災害に強い堤防を整備していただきたいと考えております。

次に、昔は川として流れていた旧河川跡の位置についてでございますが、国土交通省に確認をしたところ、仁淀川河口から約1.7キロメートル付近、これは今、夢渡し橋の辺りでございます。それから約4.5キロメートル付近、これは仁淀川大橋付近です。それから5.3キロメートル付近、これは仁淀川大橋と芝の水防倉庫の中間点やや上流辺りでございます。それから6.5キロメートル付近、これは東川久保辺りです。それから7.1キロメートル付近、これは吹越の辺りです。これの合計5か所あるとのことでございます。

旧河川跡につきましては、洪水点検時において要注意区間となっており、今後も引き続き関係機関と連携をし、注視していくことが必要であると考えておるところでございます。

議長 (森田邦明君)

野村昌枝さんの4問目2回目の質問を許します。

8番議員(野村昌枝君)

私は、堤防、盛土によって築造するものとする河川管理施設等構造令を否定するものではありません。全国に土の堤防を造り水災害から国土を守ってきた工法です。その時代にはベストな政策で、ベストな工法であったはずです。しかし、気候変動、線状降水帯、地震など、現在の環境は著しく変化しております。この時代に越流しても破堤しない、南海トラフ地震にも耐える粘り強い堤防に、全てとは言いませんけど、やっぱりね、この政令を崩すことはなかなか難しいでしょうから全てとは言いません。でも、工法を変えていくことは重要です。

2019年、関東水害では142破堤がありました。こういう背景などがあり、国は昨年社会資本整備審議会で、堤防の中に物を入れることを検討するという動きがあるとお聞きしております。堤防の背景により、例えば土佐市のように市の人口半分が集中するなど、市行政の中心地として右岸堤防、防護の下発展しているなど、背景ですよね、こういった背景、そういう所にはやっぱり工法を検討しようという動きがあるようです。早く近代の工法を取り入れていただかないと大きな災害となります。高知海岸堤防補強完成式典が先日ありました。もうそろそろ川のほう、内がわのほうに向かっても、やっぱり南海トラ

フ地震のことも考えて、もちろん治水もそうですけれども、南海トラフ地震も 考えて私はいただきたいと、常に右岸堤防の補強工事をお願いしているところ 旧河川跡の範囲につきましては、5か所ある範囲の非常にね、地名で分かり やすく説明をいただきましたので、また市民の方もちょっと分かっていただけ たのではないかと思います。 現況についてはですね、今まで国交省が地質調査はどうですかって質問して も、ボーリングは1キロメートル間隔に実施されていますよねっていうことの 答弁の繰り返しで、1キロ間隔のボーリング調査をもっと精密にすることは考 えておりませんっていう御答弁でしたので、あえて現況につきまして出しまし たのは、じゃ、そこの旧河川跡の地質、それはどうなんだねっていうふうにお 尋ねをしたつもりだったんですけど、ちょっと行き届かなかったんで、このこ とはまた次の議会、川跡のある場所の内容について教えていただきたかったと ころですが、また次回といたします。 それで市長に、仁淀川右岸堤防強化について、もう一度お考えをお聞かせく ださい。 議長 (森田邦明君) 板原市長。 市長 (板原啓文君) 野村議員さんから再度いただきました御質問に、お答えを申し上げます。 場防の強化につきましては、本当に議員さんと同じく、私も大変重要である と考えておるところでございます。 近年、気候変動による集中豪雨、線状降水帯による豪雨など、災害が激甚化 する傾向にあり、旧河川跡への対策、越水や侵食に対する堤防の強化など、河 川のさらなる整備につきましては、引き続き国に対して要望してまいりたいと 考えておりますので、議員さんにおかれましてはまた御理解、また御協力のほ どをよろしくお願いいたします。 議長(森田邦明君) 野村昌枝さんの3問目3回目の質問を許します。 市長の今お考えをお聞きしましたので、国交省がやり出すって言ってから随分 8番議員(野村昌枝君) 時間がかかりますので、やっぱりもう少し、しっかりとお願いしながら、時間 を短縮しないと南海トラフの地震にも間に合いませんし、線状降水帯でいつこ の川跡が破堤するやらも分かりませんので、どうぞよろしくお願いいたします。 議長(森田邦明君) お諮りいたします。 ただいま、8番野村昌枝さんの質問続行中でありますが、本日の会議は、こ の程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり) 御異議なしと認め、よって、そのように取り扱うことに決しました。 なお、明日の日程は議案に対する質疑並びに一般質問であります。 午前10時開議でありますので、定刻の御参集をお願いいたします。 本日は、これにて延会いたします。